

長野県森林づくり県民税の適正活用及び活用事業の拡充を求める意見書（案）

国土の約7割を占める森林は、木材供給を初め、国土の保全や地球温暖化防止、水源のかん養など、多面的機能を有する緑の社会資本であり、国民全体に広く恩恵をもたらしています。しかしながら、林業の採算性の悪化や担い手不足等により、森林の荒廃が進行しています。

そのような中、長野県では健全な森林づくりの推進を目的として、平成20年に長野県森林づくり県民税（以下「森林税」という。）を導入し、本市においても間伐事業や松くい虫防除対策事業、鳥獣被害対策のための緩衝帯整備事業等に活用されてきたところです。

しかしながら、計画面積等の事業採択要件による制約もあり、森林税が十分に活用されず、基金残高も増加傾向にあります。

加えて、不適切な支出事例があり、県民の信頼を回復し、適正な森林税の活用が求められるところであります。

については、森林税の活用に当たって、下記の事項を実現するよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1 市町村や林業事業体等の関係機関の意見を聴きながら、森林税活用事業の採択要件緩和を検討するなど、森林税の有効活用を図ること。
- 2 森林税の適正な活用に努めること。
- 3 今後も森林税を継続するに当たっては、森林づくりの意義を改めて広く県民に周知し、山村、中山間地域の活力となるよう取組を進めること。

平成29年3月21日

長野県知事 宛

長野市議会議長 小林 義 直